

令和6年度
第2回 P T A 総会(書面)
補足資料



令和7年 2月13日(木)

■議案2■ 川崎市立上作延小学校PTA規約改定（案）について

PTA会費を1家庭あたり現状の月額300円から100円に引き下げる規約改定の背景は以下の通りです。

【背景①】活動の選択と集中

PTA活動を更に見直し、PTA役員が毎年無理なく続けられるように業務のスリム化を促進します。宮前区PTA協議会（以後：区P）からの退会も視野にいれ、更なる活動の効率化を図ります。**（子どもたちのためのイベントはしっかりと継続的に活動いたします）**



PTA役員の負担軽減のため、ベルマーク活動のWebベルマーク推進や、区Pの退会による役員の会議出席および分担金の削減などを継続的に検討予定です。

【背景②】予算の適正化

当PTAは、2年前の規約変更により任意での入会を明文化した後も、入会率が約7割で安定しており、先の見通しがついたこと、また**多くのご家庭から変わらぬご協力をいただけている**ことで、現在会員数約500人の皆様に支えられています。

予算の視点では、今年度は数年ぶりの大規模なイベントの実施、学校ふるさと応援寄附金や運動会での自動噴霧器導入などにより大きく予算を使用致しましたが、例年の使用額は予算の半分超程度に留まっています。

現在の剰余金の状況及び古紙回収による安定した収入の状況を考慮し、**会費を月額100円に変更した上で今年度の様な活動を実施した場合においても、PTAの今後の活動には支障はないと判断いたしました。**

※詳しい会計の内訳については、

上作延小学校webサイトのPTA活動より

[**令和6年度第一回PTA総会資料（書面）**](#)

をご覧ください。

パスワード：chi-kun-pta



会費の負担軽減を実現しつつ、子どもたちや保護者の皆様にとって有意義な活動を引き続き提供できるよう努めていきます。

■議案3■ インセンティブ「卒業式での優先席」の導入（案）について

■対象者

PTA役員（例：会長、副会長、書記、会計、監査）およびPTAパートナー、ならびにそのご家族様1名までを対象とします。PTA役員及びPTAパートナーは、年度中に活動した方、および過去に活動した方が対象です。役員任期を全うした方が対象となります(1年以上)。なお、優先席の適用は、任期中に在籍した子の卒業式までに限定します。ご了承ください。

■優先席順

卒業式の優先席数は、参加する役員経験者数に応じて調整します。

例えば、役員経験者が10名の場合、優先席を20席提供することを考えますが、席数に制限がある場合は、役員（2年任期）→役員（1年任期）→PTAパートナーで配分します。

■優先席の利用方法

優先席は、卒業式当日に限り有効です。席の確保方法として、事前申し込みはありません。

任期中に配付する「PTA役員ID」「PTAパートナーID」が優先席利用の証明となります。

今年度以前に対象となる方には、過去の記録を元に3月頭に「役員ID」を再配付します。今回のフォームで回答される際に何年度に役員を務めたのかをご入力いただけたら、手間が少なくなり大変助かります。

■注意事項

- ※ 優先席は役員ご本人およびそのご家族様1名のみが使用でき、知人や友人の利用は不可とします。
- ※ 優先席のご家族様以外への譲渡や転売は厳禁とし、ルールに従わない場合は今後の対象から外すことがあることを予めご了承ください。
- ※ 参加できなかった場合や急遽欠席する場合は、事前に連絡をお願いし、他の役員またはそのご家族様に優先席が回る場合もあることを明記します。
- ※ 卒業式の行い方により、優先席の確保が困難な場合も考えられます。その際には上記の限りではありません。別途、お知らせいたします。

卒業対策委員の皆様について

卒業対策委員の皆様は「卒業式」に向けて様々な準備を担っていただきました。そのため「卒業式」に関しまして(別途)優先席をご利用いただけます。

その他のボランティア活動について

図書ボランティアや授業ボランティアなど、他のボランティア活動にご活躍いただいている皆様には心より感謝申し上げます。しかしながら、今回の優先席の特典は、PTA役員として会員の承認を得て長期にわたり活動されている方々と、卒業生に深く関わっていただく方々に限らせていただくことをご理解賜りますようお願いいたします。

